社会福祉法人多聞福祉会役員等の報酬規程

（目的及び意義）

第１条　この規程は、社会福祉法人多聞福祉会（以下「法人」という。）の定款第八条及び第二一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは、理事長、理事及び監事をいう。

（２）評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。

（３）報酬とは、社会福祉法第 45 条の 34 第 1 項第 3 号に定める報酬であって、その名称の如何を問わない。

（報酬の支給）

第３条　当法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

２　評議員には、定款第八条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

３　理事が法人の職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

（報酬の額の決定）

第４条　この法人の全理事の報酬総額は、年間 135 万円以内とする。

２　この法人の全監事の報酬総額は、年間 15 万円以内とする。

（理事会及び評議員会の出席報酬等）

第５条　理事が理事会に出席したときは、別表１による１日分の報酬を出席の都度、支払うものとする。ただし、理事が法人の職員に対しては、出席報酬は支給しない

２　評議員が評議員会に出席したときは、別表１による１日分の報酬を出席の都度、支払うものとする。

（理事長の業務報酬等）

第６条　法人及び施設の運営のための業務にあたる理事長の業務報酬等については、別表２による報酬を毎月支払うものとする。

（監事の報酬等）

第７条　監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表１による１日分の報酬を出席の都度、支払うものとする。

２　監事が理事会及び評議員会の出席以外の日において、法人及び施設の運営状況の指導または監査の業務に当たった場合は別表２による報酬を出席の都度、支払うものとする

（報酬の支給日及び支給方法）

第８条　　理事長の報酬は、毎月 15 日に金融機関の口座に振り込む方法により支払うものとする。支給日が金融機関の休業日にあたる場合には、前営業日に支払うものとする

２　法人の職員ではない役員及び評議員の報酬は、業務にあたった都度、遅滞なく現金にて支払うものとする。

３　報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（公表）

第９条　当法人は、この規程をもって社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第１０条　この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附　　則

この規程は、平成２９年６月２１日より施行する。

令和元年６月２２日改正、同日施行する。

別表１

種別	区分	報酬
理事会出席報酬（日額）	理事	５，５００円
	監事	５，５００円
評議員会出席報酬（日額）	評議員	５，５００円
	理事	５，５００円
	監事	５，５００円

別表２

種別・区分	報酬
理事長業務報酬等　　（非常勤・月額）	１００，０００円
監事　臨時的業務執行　（非常勤・日額）	５，５００円

社会福祉法人多聞福祉会　役員報酬支給基準

（評議員・理事・監事の会議出席報酬の根拠について）

・一般企業の課長級の給与が月額平均 460,000 円

460,000 円÷21 日÷8 時間＝時給 2,738 円

会議は長くても 2 時間位までなので、2,738 円×2 時間＝5,476 円

よって会議出席報酬 5,500 円を日額として支給する。

（監事の臨時的業務執行報酬の根拠について）

・上記の役員等の会議出席報酬の積算根拠に基づいて、5,500 円を日額として支給する。

（理事長の業務報酬等の根拠について）

・一般企業の部長級の給与が月額平均 710,000 円　710,000 円÷21 日＝日額 33,800 円

法人経営、施設運営についての業務および職長会議等の出席等で、月平均 3 日程度の業務報酬等として、33,800×3 日＝101,400 円

よって理事長の業務報酬等 100,000 円を月額として支給する。

（費用弁償）

・費用弁償については、支給しないこととする。

（全理事の報酬総額について）

ア　理事 6 名のうち職員を除く 4 名が理事会に 6 回出席したとして、

5500 円×4 名×6 回＝132,000 円

イ　理事長報酬月額 100,000 円×12 カ月＝1,200,000 円

・ア＋イ＝1,332,000 円

よって規定には、全理事の報酬総額は年間 135 万円以内とする。

（全監事の報酬総額について）

・理事会 6 回、評議員会 2 回、監査会 2 回の計 10 回の会議出席および臨時的業務執行が 2 回あったとして、5,500 円×2 名×12 回＝132,000 円

よって規定には、全監事の報酬総額は年間 15 万円以内とする。

（評議員の報酬総額について）

・定款第八条の規定に基づき、1 人あたりの総額が 20,000 円を超えない範囲となっている。

インターネット年収ガイド参考により算出